

## 「しまっちんぐ2019」参加民間企業等 募集要領

「しまっちんぐ2019」への参加を希望する民間企業等を以下の要領で募集します。

## 1. 趣旨

国土交通省では、離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる「しまっちんぐ」の取組を進めています。今年度は、令和元年10月9日（水）に離島と企業のマッチング交流会「しまっちんぐ2019」を開催します。そこで、「しまっちんぐ2019」への参加を希望する民間企業等を募集します。

## 2. 日時・場所・内容

日 時：令和元年10月9日（水）13:00～17:30（予定）

場 所：中央合同庁舎3号館 国土交通省10階共用会議室A  
（〒100-8918東京都千代田区霞が関2-1-2）

内 容：参加離島地域のプレゼンテーション、企業のプレゼンテーション、交流会 など

## 3. 参加資格

(1) 日本国内に事務所を持ち、国内で活動を行っている企業・団体。（組織・法人形態は問わない。）

(2) 以下のいずれにも該当しない企業・団体であること

- ① 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 4. 応募方法

「しまっちんぐ 2019」ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/shimatching2019.html>)

内の企業エントリー受付ページからダウンロードできる応募様式に必要事項を記載し、以下のメールアドレス宛てに送付してください。

しまっちんぐ事務局 ([hqt-shimatching@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-shimatching@gxb.mlit.go.jp))

5. 応募締切：令和元年9月13日（金）12：00

6. 参加費：無料

（お問合せ）※下線は主担当者

国土交通省 国土政策局 離島振興課 （担当：中西、島崎）

特別地域振興官付 （担当：田中、宇田）

TEL：03-5253-8421